

東京都市計画特定防災街区整備地区の決定（豊島区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように決定する。

種 類	位 置		面 積	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の防災 都市計画施設 に面する部分 の長さの敷地 の防災都市計 画施設に接す る長さに対す る割合の最低 限度	建築物の 高さの 最低限度	備 考
特定防災街区 整備地区 (補助 26 号線 沿道地区)	豊島区要町三丁目、 千早三・四丁目、 長崎五・六丁目及び 南長崎六丁目の各一 部	A 区域	約 7.9ha	6 5 m <sup>2</sup> (ただし、当都市計画の 決定告示日において、現 に建築物の敷地として使 用されている 65 m <sup>2</sup> 未満の 土地、現に存する所有権 その他の権利に基づいて 建築物の敷地として使用 する 65 m <sup>2</sup> 未満の土地、又 は当都市計画の決定告示 日以降において、公共施 設の用地として提供した ことにより 65 m <sup>2</sup> 未満とな る土地、(公共施設の整 備の代替地として提供さ れた 65 m <sup>2</sup> 未満となる土 地)については、その全 部を一の敷地として使用 する場合は、当該敷地面 積を敷地面積の最低限度 とする。)	都市計画道路 補助 26 号線に 面する敷地で、 100 m <sup>2</sup> 以上の敷 地における建 築物(1 階部分 に店舗、飲食 店、事務所、そ の他これらに 類する用途に 供するものに 限る)の高さ 2.5m 以下の部 分は、外壁又は これに代わる 柱の面から道 路境界までの 水平距離を 0.6 m 以上とする。	—	7 m	
		B 区域	約 2.4ha				5 m	

理由：補助26号線の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を決定する。